

7 消毒ポイント現地調査から見た問題点と対策

中央家畜保健衛生所

○吉田 輝美・中里 有子・渡辺 志保
河合 正子

I はじめに

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等の家畜伝染病は、近隣諸国においては継続的に発生が見られ、国内でも散発的に発生している。特に HPAI については、平成 26 年 4 月に熊本県で、12 月には宮崎県で発生したところであり、これらの疾病は、国内いっどこで発生してもおかしくない状況にある。

本県では、防疫措置全般についてソフト面の机上演習、発生農場における防疫措置に関する実地演習、焼却施設の調査、埋却候補地調査を行い、ハード面では動力噴霧器・消毒マット等の資材調達等を実施し、悪性伝染病の発生に備えている。

平成 24 年度、当所において家畜伝染病発生時の移動規制に関する防疫演習を実施したところ、演習を通し問題点が明確となった。その問題点とは、①家畜防疫員以外の従事者には作業手順が分かりにくい、②想定どおり消毒ポイントの人員が確保できるのか、③消毒ポイント候補地が実際に使用できるか、④管内市町の防疫措置に対する関心の低さ、の 4 つである。特に消毒ポイント候補地については、参加者から、演習で示した候補地が消毒ポイントとして使用できないという指摘が挙げられた¹⁾。

そこで今回、この問題点について着目し、家畜伝染病の発生に備え迅速な消毒ポイント設置に向け、事前に消毒ポイント候補地調査を実施し、その候補地が実際に使用できるか現地確認を行ったので、その概要を報告する。なお、管内には畜産農家がない市町もあるが、県内全域及び隣接都県の家畜伝染病発生時も考慮し、管内全市町を対象とした。

II 消毒ポイント調査実施概要

消毒ポイントについて、特定家畜伝染病防疫指針（指針）により、都道府県は口蹄疫や HPAI 等の家畜伝染病の発生の確認後速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺並びに移動制限区域及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き設置する、とされている。また、指針の留意事項には、①消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案する、②消毒ポイントにおける消毒の方法は、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う、とされている。そこで、市町へ候補地選定を依頼するに当たっては、消毒ポイントの要件として、①大型車両の誘導、停車可能なスペースがある、②車両の出入りに視界が確保できる、③機材等を設置できる、④深

夜の作業時の音や照明が周辺住民の迷惑になる恐れがない、の 4 点を示した。

平成 25 年 1 月、管内 26 市町に文書により消毒ポイント候補地の選定を依頼し、26 市町 82 施設について回答を得た。この回答に基づき、平成 25～26 年にかけて、市町職員の立ち合いのもと現地調査を実施した。

Ⅲ 調査結果

1 消毒ポイント候補地の内訳

全 26 市町から挙げられた 82 施設は、多くが市関連施設だったが、県や国、JA の施設も含まれていた。市関連施設の内訳は、公園・広場が 31 施設と最も多く、市役所・役場が 7 施設、農業関連施設及びごみ処理施設が各 4 施設、体育館及び公民館が各 3 施設、福祉施設が 2 施設となった(図 1)。

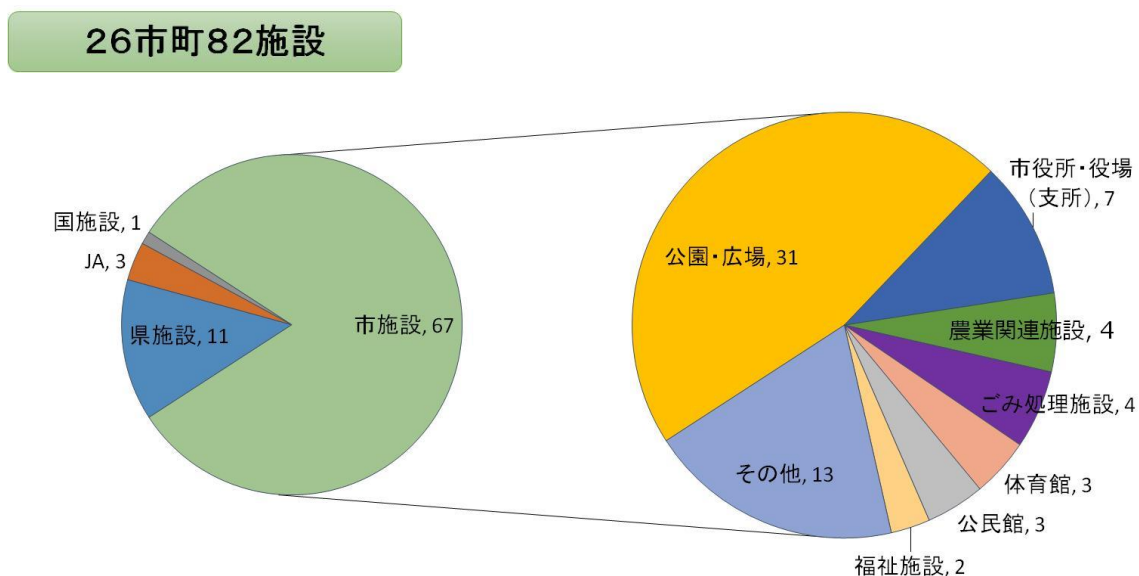


図 1 消毒ポイント候補地の内訳

2 消毒ポイント候補地の現地調査項目

現地調査では表 1 に示す 22 項目についてした。特に、給水、排水、電気の有無、照明設備、待機場所、トイレ等の確認、畜産関係車両などの大型車が入れるスペースが確保できるかを重視した。

表 1 消毒ポイント候補地現地調査項目

	項目	内容		項目	内容
1	施設名称		12	最寄りの畜産関係施設	
2	利用目的	例)公園	13	給水	有無
3	所在地		14	排水	有無
4	管理者	名称・連絡先	15	電気設備	有無、コンセントの形状
5	敷地面積	施設面積	16	コンセントから利用可能エリアまでの距離	
6	利用可能面積		17	照明設備	有無
7	利用可能エリアの舗装状況	アスファルト・土・その他	18	待機場所	有無
8	高さ制限	有無	19	トイレ	有無
9	周囲の環境		20	借用可能物品	例)テント、机
10	最寄りの国道・県道・高速道路		21	利用料金	
11	最寄りの幹線道路からの道路状況		22	レイアウト	

3 消毒ポイント候補地現地調査結果

82 の候補施設のうち、65 施設について現地調査を実施し、10 施設を使用不可とした。現地調査を実施しなかった 17 施設は、県有施設や、市町回答後に土地の用途が決定したり、施設側の理解が得られず候補地を取り下げした施設である。現地調査で使用不可と判断した理由の内訳は、①誘導路が狭い (3 件)、②用地が狭い (3 件)、③排水が魚飼養池へ直接放流される (2 件)、④長期にわたる使用が不可 (1 件)、⑤工事開始が決定 (1 件)であった。

4 調査による成果

今回、消毒ポイントの調査を行ったことにより、候補地が実際に使用できるか確認することができた。このことにより、防疫マップに消毒ポイントとして落とし込むことが可能となった。また、消毒作業に必要な給水設備や電源等の有無を把握できた。その他、市町の農政担当職員と状況を説明しながら現地を回ることにより、防疫措置について市担当者の理解を深めることができた。畜産農家がない市町においても、防疫措置について直接説明することができたこと等が挙げられる。

IV 問題点と対策

成果があった一方、新たな問題点も浮かび上がった。

公共の広いスペースを求めると、多くが公園や広場となったが、イベント等の混雑時は施設利用車両が多く、使用が困難なことが推測された。対策として、施設の運営計画に合わせ、消毒ポイントを設置する必要があると考えられた。

2 点目として、市町により考え方が異なり、施設に対して、家畜伝染病発生時の使用を

目的とすることを伝えられていないところもあった。施設管理者との事前調整ができるように、結果を文書で示し、今後の対応を依頼した。

また、排水条件については、どの位の消毒薬の使用で、農作物や生物、河川に影響が出るか不明で、判断が難しいところもあった。環境に配慮した消毒薬の選択や、消毒対象車両の数から、ある程度の使用量を把握する必要も考えられた。

今後も、これらの対策を実施しつつ、引き続き、有事の際の防疫体制の確立を図って行きたい。

V 参考文献

- 1) 土門尚貴ほか：平成 24 年度埼玉県調査研究成績報告書，54，10-14（2014）